別記第2号様式（第5条関係）

|  |
| --- |
| 注意産山村長選挙における候補者氏名は　　　　　年　　月　　日死亡した（公職選挙法第（九一、一〇三）条の規定により候補者たることを辞したものとみなされた）（公職選挙法第八六条第九項の規定により立候補の届出を却下された）ので氏名に対する投票は無効となります。年　　月　　日産山村選挙管理委員会 |

備考

1　掲示は横85センチメートル縦60センチメートル以上のものとする。

2　掲示は投票所内の選挙人の見やすい場所に1枚以上行なうものとする。